

東京都小中学校等教材費、修学旅行費等及び入学準備金の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）が、区市町村立小中学校等に在籍する児童及び生徒の教材費及び修学旅行費等並びに当該学校に入学する予定の児童及び生徒の入学準備金並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）に居住し、かつ、小中学校等（区市町村以外が設置する学校に限る。）に入学する予定の児童及び生徒の入学準備金の全部又は一部を負担する事業を実施する区市町村に対し、当該事業に要する経費を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに、児童及び生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 区市町村立小中学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（次号において「小中特別支援学校等」という。）のうち区市町村が設置する学校をいう。

二 小中学校等 小中特別支援学校等のうち都以外が設置する学校又は知事が認可した私立各種学校のうち、外国人を専ら対象とし我が国の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程を有する学校をいう。

三 教材費 補助教材等（区市町村立小中学校等が当該区市町村の条例等により選定し、承認若しくは届出がされた教材又は当該区市町村の教育長がこれに準ずる教材と認めたものをいう。）の購入に必要な費用をいう。

四 修学旅行費等 区市町村立小中学校等が教育課程に位置付けて実施する修学旅行又は宿泊行事に参加する際に必要となる費用をいう。

五 入学準備金 小中学校等に入学する際に必要となる費用をいう。

六 保護者等 次のイ及びロに掲げる小中学校等に在籍し、又は入学する予定の者の区分に応じ、当該イ及びロに定める者をいう。

イ 児童又は生徒（ロに掲げる者を除く。） 当該児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者

ロ 生徒のうち成年に達した者 当該生徒

（助成対象）

第三条 助成の対象は、次の各号に掲げる費用を公費で負担し、保護者等の負担を軽減する事業（以下「負担軽減事業」という。）を実施する区市町村とする。

一 区市町村立小中学校等に在籍する児童及び生徒に係る教材費若しくは修学旅行費等又は当該学校に入学する予定の児童及び生徒に係る入学準備金の全部又は一部

二 区市町村に居住し、かつ、小中学校等に入学する予定の児童及び生徒（前号に掲げる者を除く。）に係る入学準備金の全部又は一部

（助成の内容）

第四条 都は、区市町村が負担軽減事業を実施した場合、軽減された保護者等の負担額の総額に相当する経費を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十三条、学校教育法第十九条、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条その他法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による教材費、修学旅行費等又は入学準備金の給付が行われたときは、同項の規定による助成の額から当該給付の額を控除するものとする。

（負担額）

第五条 前条の規定による都の負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を児童又は生徒一人当たりの額とする。

一 教材費 児童又は生徒が一年間に必要な額とし、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を上限とする。

イ 児童（ハに掲げる者を除く。） 都が設置する小学校における補助教材等の購入に必要な費用の平均額を基準として、物価変動等を考慮し、東京都教育委員会が定める額

ロ 生徒（ハに掲げる者を除く。） 都が設置する中学校及び中等教育学校の前期課程における補助教材等の購入に必要な費用の平均額を基準として、物価変動等を考慮し、東京都教育委員会が定める額

ハ 特別支援学校に在籍する児童又は生徒 都が設置する特別支援学校のそれぞれの学部及び障害種別における補助教材等の購入に必要な費用の平均額を基準として、物価変動等を考慮し、東京都教育委員会が定める額

二 修学旅行費等 東京都教育委員会が別に定める額

三 入学準備金 十万円

（申請）

第六条 第四条に規定する助成を受けようとする区市町村は、知事が指定する期日までに、積算の根拠となる書類を添え、交付申請書を提出するものとする。

（助成金の概算払）

第七条 知事は、区市町村に対し、東京都規則の定めるところにより助成金を交付する。この場合において、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第八十三条第一項第四号に規定する補助金として、概算払をするものとする。

（報告及び額の確定）

第八条 助成金の概算払を受けた区市町村は、知事が指定する期日までに、積算の根拠となる書類を添え、実績報告書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、区市町村に通知する。

（助成金の精算）

第九条 区市町村は、前条第二項の規定に基づき通知された額と異なる額を受けているときは、当該差額を知事が指定する期日までに精算しなければならない。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、この条例による助成金の交付については、令和九年度以降に区市町村立小中学校等に在籍する児童及び生徒に係る教材費及び修学旅行費等並びに小中学校等に入学する予定の児童及び生徒に係る入学準備金に関する負担軽減事業について適用する。

（修学旅行費等に係る経過措置）

2 第五条第二号に規定する児童又は生徒一人当たりの修学旅行費等の負担額は、同号の規定にかかわらず、東京都教育委員会が定めるまでの間は三万円とする。

（提案理由）

児童及び生徒の教材費、修学旅行費等及び入学準備金を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに、教育を受ける権利を保障し、教育の充実を図る必要がある。